

令和8年度

生駒市立鹿ノ台中学校

いじめ防止基本方針

生駒市立鹿ノ台中学校

いじめの防止等のための対策に関する基本方針

生駒市立鹿ノ台中学校

いじめに対する基本認識

すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という認識を持つ。

その上で

- ①いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめをおこなった生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- ⑤いじめを傍観した生徒についても、いじめを傍観することはいじめに加担することになるため、傍観せずに可能な行動を起こすように指導する。

○いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○学校におけるいじめ防止等に関する措置

1. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ①生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、二者面談〈年間3回：6月、10月、2月〉の実施、カウンセリング等）
- ②生徒の行動を注視する。（校内巡視、チェックリスト、ネットパトロール等）
- ③保護者と情報を共有する。（学年・学校・学級だより、電話・家庭訪問、育友会の会議等）
- ④地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、地域学校協働活動本部、校区青少年指導委員会等関係機関との情報共有等）

2. いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても、発生すると考えておくことが大事である。教師から見て児童生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる必要がある。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要がある。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを初期段階のものも含め漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。

3. 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ②いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ④いじめを行った生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させる。
- ⑤いじめの中に犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合は、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携する。
- ⑥いじめが解消した後も、再発防止のために当該生徒を観察するとともに保護者と継続的な連絡を行う。

4. いじめの解消について

＜いじめの解消の定義＞ 「いじめの防止等のための基本的な方針」

（平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月最終改定））より

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5. 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめの問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

○学校におけるいじめ防止等の対策のための組織づくり

(いじめ防止対策推進法 第 22 条第 1 項)

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織『いじめ対策委員会』（運営委員会<校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・学年主任>及び各学年の生徒指導担当、**スクールカウンセラーから構成**）を立ち上げる。
また、必要に応じて、弁護士、医師、警察官、教員経験者等、外部専門家の助言を得ながら対応する。

いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、組織で対応する。

○重大事態への対処

<重大事態への対処> 「いじめ防止対策推進法」より

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）

・ 自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがあると認められたとき

・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）

・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる）

Ⅰ. 重大事態の発生と調査

①調査を行うための組織

いじめ対策委員会を母体とし、**教育委員会からの指導や支援を受けたうえで**、外部専門家を加えて調査を実施する。

②事実関係を明確にするための調査の実施

たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢に立つ。

・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。事実関係の確認と共に、加害生徒への指導を行い、いじめ行為を中止させることに加え、いじめの発生要因の除去することに着手する。

・いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査など調査方法を工夫して実施する。

Ⅱ. 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適時・適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象者となる在校生やその保護者に説明する。

②調査結果の報告

地方公共団体の長（市長）に重大事態が発生した旨を報告する。その際、必要に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。